



富士吉田市



子育て応援医療費助成事業

防衛省（調整交付金事業）の補助金が充てられています

【対象者】

富士吉田市に住所があり、次に該当する0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さんの保護者のかたが対象となります。

《該当するお子さん》

- 1) 国民健康保険または各社会保険等に参加している方
- 2) 婚姻していない方
- 3) 就労により保護者等の扶養から外れていない方

《他に医療制度等を受給している場合》

次に該当する医療制度等を受給している方は、各制度が優先されます。

- 1) 生活保護による保護を受けている方
- 2) 児童福祉施設等に入所されている方
- 3) 重度心身障害者医療費を受けている方
- 4) ひとり親家庭等医療費を受けている方

富士吉田市 子育て応援医療費助成金受給資格者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者等番号・番号	
保険種別	
保険者番号	
住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日生
通院	年 月 日から 年 月 日まで
入院	年 月 日から 年 月 日まで
富士吉田市長	
交付年月日	年 月 日

窓口無料には
なりません



【助成の対象となる医療費】

入院及び通院の**保険診療一部負担金（自己負担分）**を助成します。

医科 (入・通院)	歯科 (入・通院)	調剤	接骨院	はり、灸 マッサージ	補装具	治療用眼鏡 (弱視・斜視)	入院時の食事 (療養費標準負担額)
○	○	○	○	○	○	○ ※9歳未満が対象	○ 令和6年4月以降の 入院から

ただし、次の給付等がある場合には、その額を対象経費から控除します。

- 1) 国、県、市が負担して医療を給付するもの（育成医療、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療など）
- 2) 各種健康保険の保険者等が負担するもの（各種附加給付、高額療養制度にかかるものなど）

※接骨院は窓口で一旦医療費を支払う施術所もあります。（その場合は裏面を参照）

【助成の対象とならない医療費】

- 1) 各種健康保険の適用とならないもの

非紹介患者 初診加算料	診断書料	予防接種代	薬の容器代	差額ベッド代 (個室代)
×	×	×	×	×

- 2) 交通事故などの第三者行為による診療
- 3) 園や学校の管理下でのケガ等で、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度対象の場合

★★独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用について★★

園や学校でのケガ等で、初診から治癒までの医療保険の対象となる医療費総額が5,000円以上（自己負担分3割の合計が1,500円以上（就学前は2割の合計が1,000円以上）のものについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。**医療費総額の1割が加算され4割（就学前は3割）が給付金として支払われます**ので、医療費の自己負担分を医療機関にて自費で支払っていただき、子どもが通園・通学している園・学校へ「日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請」をしてください。

（対象外の園・学校もありますので、まずは園・学校にお問合せください。）

園や学校内での
ケガの場合、
一旦、窓口で
お支払い
ください！

【 助成の方法① 医療機関等の窓口で支払わない場合 】

山梨県内の医療機関受診の場合（一部対象外の医療機関あり）、マイナ保険証（取得していなければ健康保険資格確認書類）と子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）の両方を医療機関窓口に表示することにより、自己負担なしで受診できます。

※受給者証の提示がない場合、受給者証の内容に相違がある場合には、**窓口無料にはなりません。**

県内は、受給者証の提示で、
窓口無料!!
受診の度に必ず提示しましょう

【 助成の方法② 医療機関等の窓口で支払う場合（償還払い） 】

次の場合は、窓口無料にはなりません。自己負担分を医療機関の窓口でお支払いください。その後申請をすると助成されます。

- 1) 山梨県内の医療機関等の窓口で『子育て応援医療費助成金受給資格者証』を提示しない場合
- 2) 山梨県内の医療機関で、現物給付対象外の医療機関等で受診した場合
- 3) 山梨県外の医療機関受診の場合
- 4) 補装具・治療用眼鏡等の場合
- 5) 一部の国民健康保険組合に加入されている場合
(山梨県医師国保、全国歯科医師国保、全国土木建築国保、中央建設国保を除く)
- 6) **令和6年4月1日以降の入院に伴う食事療養費（食事代）の場合**

一旦支払った場合、
受診日の翌月から
申請を受付!

★ ★ ★ 医療費の申請方法 ★ ★ ★

【申請期間】 受診日の翌月以降～2年間（例：R6.4月受診分は、R6.5月～R8.4月末までが申請期間です）

【持ち物】 ・ 子育て応援医療費助成金支給申請書

（こども家庭センター窓口にあります。ホームページからダウンロードもできます）

- ・ 領収証（原本、コピー不可）
- ・ マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、有効期限内の健康保険証のうちいずれか1点
- ・ 子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）
- ・ 保護者名義の通帳（既に登録してある口座以外に振り込む場合）

【申請場所】 こども家庭センター（子育て支援センター1階）

【助成金の支払】 申請書を受付後、内容を審査し、申請の翌月に指定口座に振り込みます

【注意事項】 申請書は、子ども一人につき「月ごと、医療機関ごと、通院、入院ごと」に記入してください。



【 届け出が必要な場合 】

- 1) 加入している健康保険が変わった時
- 2) 氏名、住所等が変わった時
- 3) 振り込み口座を変更したい時
- 4) 転出する時
- 5) 受給者証を紛失、破損した時



加入保険が変更になった時、
必ず届出!!
受給者証の内容が違くと、
窓口無料にはなりません
一旦お支払いください

【 富士吉田市からのお願い 】

- 1) ジェネリック医薬品を活用しましょう
- 2) 適正受診にご協力をお願いします

～小児救急医療電話相談 #8000～夜間や休日、急な子どもの発熱や病気に困った時、#8000を活用しましょう

【利用時間】 平 日：午後7時～翌朝7時 土曜日：午後3時～翌朝7時 休 日：午前9時～翌朝7時

【電話番号】 携帯電話、短縮ダイヤル → #8000 ダイヤル回線 → 055-226-3369

【相談内容】 子どもの急な病気（発熱、下痢、ひきつけなど）に関する相談を看護師が対応します

※電話が混み合いますので、慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください

【 問 合 せ 】

富士吉田市役所 こども家庭センター（子育て支援センター1階）TEL (22) 1111 内線 564